

久留米市産業振興奨励金

本社機能の 移転・拡充支援



限度額なし

固定資産税額

3年度間

50%

設置する事業所に対して新たに課せられる固定資産税額の50%を3年度間



3年間最大 1,500万円

賃借料・共益費

年間最大

500万円

業務施設の年間賃借料と年間共益費の25%を3年度間(敷金等を除く)



限度額なし

30万円/人

市民の正社員雇用・ 市外からの移転者の雇用

正社員

事業開始後1年以内に雇用し、かつ、1年以上の継続雇用が認められた者(ただし、非正社員は15万円)

移転者

雇用保険被保険者で、事業開始後1年以内に転入し、かつ、1年以上の継続市内在住及び継続雇用が認められた者は15万円



交付要件

福岡県が策定し国の認定を受けた地域再生計画「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」に基づき、事業者が福岡県知事から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けること



詳しくはこちら

(注意)事業開始後5年未満に事業の全部または一部を休止・廃止したときは、奨励金の返還が必要となります。

久留米市商工観光労働部
企業誘致推進課

☎ 0942-30-9135
Mail: kigyo@city.kurume.lg.jp

詳細は
こちら
▶▶▶



福岡県の認定について

地域再生法に基づき、本社機能(特定業務施設)の移転・拡充を行う事業者に対して、課税の特例等の措置を行います。優遇措置を受けるためには、福岡県知事に対して「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

01 本社機能(特定業務施設)とは

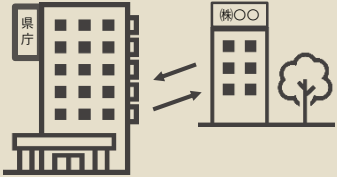
下記のいずれかに該当するものをいう。

- 事務所** 調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、情報サービス事業部門、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)
- 研究所** 研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)
- 研修所** 人材育成において重要な役割を担うもの

上記の本社機能(特定業務施設)と併せて整備される子育て施設及び社宅

※ 工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。また、登記簿上の「本店」である必要はありません。

02 整備計画の申請・要件について

整備計画の申請	都道府県知事による認定	実施状況の報告
<p>事業者は、整備計画を作成し、当該計画を開始する前(建物の着工・賃貸借契約締結前)に福岡県知事に申請します。</p> <p>※計画開始前(建物の着工・賃貸借契約締結前)に認定を受ける必要がありますので、余裕をもって申請してください。</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 定款及び登記事項証明書② 貸借対照表、損益計算書及び財産目録③ 常時雇用する従業員数を証する書類④ その他参考となる事項を記載した書類	<p>【認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none">① 福岡県が策定し国の認定を受けた「地域再生計画」に適合すること(立地場所が指定する区域に含まれていること、本社機能の新増設、賃貸借、用途変更等)。② 本社機能(特定業務施設)において従業員数が整備計画の計画期間までに5人(中小企業者1人)以上増加すること。ただし(移転型)の場合、増加する従業員のうち過半数が、東京23区からの移転者であること。(別途要件有)③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。④ 建物の着工又は賃貸借契約締結前に申請すること。 <p>※ 税制等の優遇措置を受ける場合は、計画認定とは別に、一定の要件を満たす必要があります。</p>	<p>事業者は整備計画に記載されている整備期間中、事業年度ごとに福岡県知事に対して、一定の様式に基づき整備計画の実施状況について報告する必要があります。</p> 

03 認定事業者が受けられる優遇制度

オフィス減税	雇用促進税制	地方税の優遇措置	債務保証	融資制度
特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。	特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。	事業税、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は軽減措置を受けることができる場合があります。 ※久留米市のメニューは表面をご参照ください。	事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。	事業の実施に必要な設備資金及び運転資金について、政府系金融機関(日本政策金融公庫)から長期かつ固定金利で融資を受けることができます。(中小企業者のみ)

整備計画の申請窓口はこちら

福岡県
商工部企業立地課

☎ 092-643-3839
✉ kigyo@pref.fukuoka.lg.jp